

大阪府市エネルギー政策審議会共同設置規約

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、太陽光その他の再生可能エネルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の需要の平準化及び供給の安定化に関する施策を検討するため、同法第138条の4第3項に規定する附属機関を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の附属機関は、大阪府市エネルギー政策審議会（以下「エネルギー政策審議会」という。）という。

(執務場所)

第3条 エネルギー政策審議会の執務場所は、大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。

(所掌事務)

第4条 エネルギー政策審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光その他の再生可能エネルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の需要の平準化及び供給の安定化に関する施策についての調査審議に関すること。
- (2) その他大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）が指定する事項に関すること。

(組織)

第5条 エネルギー政策審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第6条 エネルギー政策審議会の委員は、知事及び市長が協議により定める候補者について、知事が選任する。

- 2 知事は、エネルギー政策審議会の委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 エネルギー政策審議会の委員の任期は、2年以内とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 エネルギー政策審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、エネルギー政策審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 エネルギー政策審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 エネルギー政策審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを聞くことができない。

3 エネルギー政策審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(負担金)

第10条 エネルギー政策審議会に要する経費は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(予算)

第11条 エネルギー政策審議会に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第12条 知事は、エネルギー政策審議会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 大阪府は、エネルギー政策審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 エネルギー政策審議会の庶務は、大阪府において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、エネルギー政策審議会の所掌事務に関し必要な事項は、知事及び市長が協議して定める。

附 則

この規約は、府市の条例の規定によりエネルギー政策審議会が置かれる日から施行する。

(置かれる日＝令和元年12月25日)